

財政健全化計画（令和3年度改定版）の基本的な考え方

平成31年3月財政健全化計画の基本的な考え方	理由	財政健全化計画（令和3年度改定版）の基本的な考え方	理由
○解消・削減すべき決算補填等目的の一般会計繰入金（以下「赤字繰入金」という。）は、1人当たりの額で算定する。	○ 被保険者が減少傾向にある中で、削減施策の成果が見えるとともに、一人ひとりの保険税の影響額を把握し、改定の際の参考とすることができるため。	○左記「基本的な考え方」の通り。	○左記「理由」の通り。
○制度改正に伴う激変緩和措置が平成35年度まで実施されているが、赤字繰入金の額には激変緩和の額を加えて算定する。	○平成35年度をもって激変緩和措置が終了する予定であり、その後の急激な保険税の増額を防ぐため、あらかじめ考慮しておくのが望ましいと考えるため。	○左記「基本的な考え方」の通り。	○左記「理由」の通り。
○今回策定する計画では、一定の期間を定め、一定程度削減する計画とする。	○国保事業を取り巻く状況は変化しており、一定期間終了後改めて目標、解消・削減期間の調整をはかるのが望ましいと考えるため。	○目標として赤字解消を位置付ける。 ○計画については令和2年度を初年度とする令和9年度までの8年間を実行計画期間とし、令和10年度から令和17年度を長期展望期間とする。令和17年度をもって赤字解消を図る。	○現状、都内区市で財政健全化計画を策定している自治体のうち解消年度を明記していない自治体は本市を含め2市のみである。多くの自治体が赤字解消を明確に位置付け取組を進めている状況において、本市の計画の目標設定の在り方では、取組に対する姿勢を問われる恐れがある。 ○財政健全化に取り組むにあたり、計画の最終的な目標を明示することが有意である。
○ 財政健全化の取組については、次に掲げる方策を主なものとする。 【歳出の適正化】 医療費の適正化、資格管理の適正化、データヘルス計画に基づく保健事業の充実（発症、重症化の予防） 【歳入の確保】 国・都支出金の確保、国民健康保険税収納率の向上、保険税率等の改定	○ 財政健全化の取組は、歳出、歳入両面から、あらゆる手段を検討する必要があるため。	○左記基本的な考え方の通り。	○左記理由の通り。
○ 保険税率等の改定は、2年に1度の改定とする。ただし、課税限度額の改定は、法令改正後、運協への諮問を経て速やかに行うこととする。	○ 本市の改定案を国民健康保険運営協議会で審議するにあたり、他自治体の複数年度の改定状況を踏まえるなど丁寧な議論を行うため。 ○ 課税限度額の改定は、今後の税率改定に伴う中・低所得者の負担に配慮するため必要であると考えたため。 ○ 課税限度額の改定時も、以前から運協に諮問してきた経緯を踏まえるため。	○左記「基本的な考え方」の通り。	○左記「理由」の通り。
○ 赤字繰入金の解消にあたっては、被保険者の急激な負担増とならないよう、10年未満での解消は目指さないことを計画本文に記載する。	○ 赤字繰入金の解消にあたり、被保険者に新たな負担をお願いする場合であっても、急激な増加とならないよう配慮する必要があるため。	○左記「基本的な考え方」の通り。	○左記「理由」の通り。
○ 被保険者世帯への影響も鑑み、市独自の多子世帯の負担軽減策の実施等について検討する旨を計画本文に記載する。		○左記「基本的な考え方」の通り。	○左記「理由」の通り。
○ 計画期間中の見直しは原則として行わないこととする。	○ 本計画は一定の期間を定め、一定程度赤字繰入金を削減する計画とすることから、次期計画の策定の際に見直しをすることとするため。	○計画の見直しは特段の必要性（国による法的な見直し、当初想定と異なる国保財政状況等）がある場合に行うものとする。 ○年度の削減目標については達成状況を踏まえ、必要に応じて調整を行う。 ○長期展望計画についても、実行計画の進捗状況を確認し、必要な場合は見直しを行うものとする。	○目標及び計画期間について、他自治体の取組状況等を踏まえ、検討する必要性が生じた。 ○計画の進捗状況を踏まえ、計画の実効性が保たれるよう年次目標等、計画の見直しを行う。